

行政文書一部公開決定通知書

3 観名保第95号
令和3年9月8日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和3年7月26日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	1. 「名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募支援業務委託」契約書 2. 「名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募支援業務委託」変更契約書（令和3年2月10日） 3. 「名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募支援業務委託」変更契約書（令和3年3月30日） 4. 支出命令書（令和元年度 支出命令番号 0162801 内訳番号001） 5. 支出命令書（令和2年度 支出命令番号 0157101 内訳番号001）		
行政文書の公開の日時及び場所	日時	令和3年9月8日 以降	午前 時 午後
	場所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
行政文書の一部を公開しない理由	名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号に該当するため、一部を非公開とします。 (第2号関係) 公開請求のあった行政文書に押印されている法人代表者印や支払口座等は、法人の内部管理に関する情報であって、「公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められる」情報であると考えられるため		

備 考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488
-----	---

1. この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
2. この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

契 約 書

(業務委託用)

委 託 業 務 名	名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募支援業務委託	
委 託 業 務 内 容	仕様書のとおり (別途手交済)	
履 行 期 間	契約締結の日から令和4年3月24日 (指定部分完了1回目: 令和2年3月31日) (指定部分完了2回目: 令和3年3月31日)	
委 託 代 金 額	￥143,000,000★ <small>うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ￥13,000,000★</small>	
委託代金の支払場所	名古屋市役所	
委託代金の支払方法	口座振替	
前払金及び部分払等の 有無	前払金	無
	部分払	無
	名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所公募 支援業務委託契約約款第32条に基づく部分引渡し	有
契 約 保 証 金	免除	

上記委託業務について、名古屋市（以下「発注者」）と受託者（以下「受注者」）とは、別添契約約款により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。
この契約を証するため本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年5月20日

発注者

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

契約事務受任者

名古屋市観光文化交流局長 松雄 俊憲



受注者

東京都品川区東五反田二丁目18番1号

株式会社日本総合研究所

取締役社長 淵崎 正弘



部分引渡し等の支払いに関する特約条項

(債務負担行為に係る契約の特則)

第1条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における委託代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和元年度	40,231,400円
令和2年度	50,805,700円
令和3年度	51,962,900円

2 支払限度額に対応する各会計年度の部分引渡しに係る委託代金予定額等は、次のとおりである。

令和元年度	40,231,400円
令和2年度	50,805,700円
令和3年度	51,962,900円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の部分引渡しに係る委託代金予定額等を変更することができる。

名古屋市長官文化交流局名古屋城総合事務所公募支援業務委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に完了し、この契約の目的物（以下「成果品」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その委託代金を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果品を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、発注者及び受注者が必要でないとき、この限りでない。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第47条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(業務着手届及び業務日程表)

- 第2条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務着手届及び業務日程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務日程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者が必要でないとき、受注者は、業務着手届又は業務日程表の提出を省略することができる。

(契約の保証)

- 第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、委託代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 委託代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求ことができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果品（未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第5条 受注者は、成果品（第32条第1項の規定により準用される第27条に規定する指定部分に係る成果品及び第32条第2項の規定により準用される第27条に規定する引渡部分に係る成果品を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡しの際に発注者に無償で譲渡するものとする。
- 2 発注者は、成果品が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果品が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受注者は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果品の内容を公表することができる。

(一括再委託等の禁止等)

- 第6条 受注者は、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者に下請負届を提出しなければならない。

らない。

(特許権等の使用)

第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったことが明らかなきときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第8条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果品を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

(2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める指示等については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(管理技術者)

第9条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、委託金額の変更、委託代金の請求及び受領、第10条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第10条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第6条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求の受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求の受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(監督員の立会い及び業務記録の整備等)

第12条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上履行するものと指定された業務については、当該立会いを受けて履行しなければならない。この場合において、監督員は、受注者からの立会いを請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

2 受注者は、設計図書に定めるところにより、必要な記録等を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

(貸与品等)

第13条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 発注者又は監督員は、貸与品等を受注者の確認の上、引き渡さなければならない。この場合において、受注者は、品名、数量等が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときに、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

5 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

6 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

7 受注者は、貸与品等の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(設計図書不適合の場合の修補義務)

第14条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第15条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

- (4) 履行上の前約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際の履行条件と相違すること。
 (5) 設計図書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監査員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (設計図書等の変更)**

第16条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第18条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第17条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託代金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第18条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は委託代金額を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第19条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第20条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、委託代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第21条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第19条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(委託代金額の変更方法等)

第22条 委託代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が委託代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(変更に伴う手続)

第23条 受注者は、第14条から前条まで及び第34条の規定によりこの契約の変更を必要とするときは、発注者が指定する日までに変更契約を締結し、又は請書を提出しなければならない。この場合において、委託代金の変更を伴い、かつ、第2条第1項の規定により業務日程表を提出しているときは、変更後の業務日程表を併せて提出するものとし、業務の日程を変更した場合において同項の規定により業務日程表を提出しているときは、変更した日から14日以内に変更後の業務日程表を提出しなければならない。

(一般的損害)

第24条 成果品の引渡し前に、成果品に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第44条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第25条 業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の損害（第44条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(委託代金額の変更)に代える設計図書の変更)

第26条 発注者は、第7条、第14条から第20条まで、第24条、第29条又は第34条の規定により委託代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が委託代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第27条 受注者は、業務を完了したときは、直ちに発注者に業務完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受領したときは、その日から起算して10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を書面又は口頭により受注者に通知しなければならない。

3 前項の検査は、発注者が指定した検査員が行うものとする。

4 受注者は、第2項による発注者の業務の完了の確認があったときは、直ちにその成果品を発注者に引き渡さなければならない。

5 受注者は、第2項の検査の結果履行が不完全である旨の通知を受けたときは、次項に定める場合を除き、発注者の指定する日までに修補しなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

6 発注者は、第2項(前項において準用する場合を含む。)の検査の結果、成果品に僅少の不備な点があった場合において、発注者が使用上支障がないと認めるときは、発注者の認定する額を委託代金額から値引きの上、成果品の引渡しを受けることができる。

(委託代金の支払い)

第28条 受注者は、前条第4項の規定により成果品を発注者に引き渡したときは、名古屋会計規則(昭和39年名古屋市規則第5号)の定めるところにより、委託代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託代金を支払わなければならない。

(部分使用)

第29条 発注者は、第27条第4項の規定による引渡し前においても、成果品の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により成果品の全部又は一部を使用したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前払金)

第30条 発注者が、あらかじめ設計図書において前払金を支払うことを定めたときは、受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と契約書記載の履行期限を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、設計図書に定める額の前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、この請求は、発注者の承認を得た場合を除き、契約締結の日から20日以内にななければならない。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受領した日から30日以内に前払金を支払わなければならない。

3 前払金の支払完了後において、委託代金額に変更があっても前払金の額は変更しないものとする。

(前払金の使用)

第31条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(この業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充ててはならない。

(部分引渡し)

第32条 成果品について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第27条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果品」とあるのは「指定部分に係る成果品」と、「委託代金額」とあるのは「部分引渡しに係る委託代金額」と、第28条中「成果品」とあるのは「指定部分に係る成果品」と、「委託代金」とあるのは「部分引渡しに係る委託代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果品の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第27条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果品」とあるのは「引渡部分に係る成果品」と、「委託代金額」とあるのは「部分引渡しに係る委託代金額」と、第28条中「成果品」とあるのは「指定部分に係る成果品」と、「委託代金」とあるのは「部分引渡しに係る委託代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用される第28条第1項の規定により、受注者が請求することができる部分引渡しに係る委託代金の額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相当する委託代金」及び第2号中「引渡部分に相当する委託代金」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、受注者が前2項の規定により準用される第27条第2項の検査結果の通知を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る委託代金の額
= 指定部分に相当する委託代金の額 × (1 - 前払金額 / 委託代金額)

(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る委託代金の額
= 引渡部分に相当する委託代金の額 × (1 - 前払金額 / 委託代金額)

(第三者による代理受領)

第33条 受注者は、発注者の承諾を得て委託代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第28条(前条において準用する場合を含む。)の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

第34条 受注者は、発注者が第30条又は第32条において準用される第28条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託代

金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(瑕疵担保)

- 第35条 発注者は、成果品に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 前項において受注者が負うべき責任は、第27条第2項(第32条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
 - 第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第27条第4項又は第6項の規定による成果品の引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から本件建築物の工事完成後2年以内に、また、第32条第1項又は第2項の規定による部分引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から当該部分を利用した工事の完成後2年以内に、それぞれ行わなければならない。ただし、これらの場合であっても、成果品の引渡し時から10年間を超えては、修補又は損害賠償の請求を行えない。
 - 前項の規定にかかわらず、成果品の瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことができる期間は、引渡しを受けた日から10年とする。
 - 発注者は、成果品の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
 - 第1項の規定は、成果品の瑕疵が設計図書に記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第36条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。
- 前項の損害金の額は、委託代金額から部分引渡しを受けた部分に相当する委託代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における名古屋市契約規則(昭和39年名古屋規則第17号)(以下「契約規則」という。)第33条第1項に定める割合で計算した額とする。
 - 発注者は、第1項の損害金を徴収しようとするときは、納入期限を定め請求しなければならない。
 - 発注者は、受注者が前項に規定する損害金を納入期限までに納付しないときは、委託代金額から損害金相当額を控除することができる。
 - 第2項に規定する遅延日数には、検査に要した日数及び第27条第5項の規定により最初に指定した期限までの日数は算入しない。
 - 発注者の責めに帰すべき事由により、第28条第2項(第32条において準用する場合を含む。)の規定による委託代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における契約規則第33条第1項に定める割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

- 第37条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - その責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - この契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
 - この契約の履行に当たり、監督員の指示に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。
 - この契約の相手方として、必要な資格を欠いたとき。
 - 第40条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。
 - 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
 - その他この契約に定めた条件に違反したとき。
 - 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、委託代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。
 - 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(該合その他の不正行為に係る発注者の解除権)

- 第38条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、前条第1項第3号に規定する不正の行為とみなし、この契約を解除することができる。
- 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。
 - 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に適用する。

(発注者の任意解除権)

第39条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第37条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第40条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第16条の規定により設計図書を変更したため委託代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第17条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第41条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第32条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第32条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託代金（以下「既履行部分委託代金」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第42条 この契約が解除された場合において、第30条の規定による前払金があったときは、受注者は、第37条又は第38条の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第32条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約締結の日における契約規則第33条第1項に定める割合で計算した額の利息を付した額を、第39条又は第40条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第30条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第32条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託代金から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第37条又は第38条の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約締結の日における契約規則第33条第1項に定める割合で計算した額の利息を付した額を、第39条又は第40条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第37条又は第38条の規定によるときは発注者が定め、第39条又は第40条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第43条 受注者がこの契約に関して第38条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、委託代金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、委託代金額の支払いが完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じ、契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合で計算した額の利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第38条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定制）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるとき。

(2) 第38条第1項第2号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し、刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、受注者に対してその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(保険)

第44条 受注者は、設計図書に基づき保険を付したときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(契約保証金等の返還)

第45条 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該契約保証金又は担保を受注者に返還しなければならない。

(1) 成果品の引渡しを受けたとき。

(2) 第39条第1項の規定によりこの契約を解除したとき又は第40条の規定によりこの契約を解除されたとき。

(相殺)

第46条 発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、委託代金請求権及び

その他の債権と相殺し、不足のある場合はこれを追徴する。

(紛争の解決)

第47条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者が折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第10条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(補 則)

第48条 この約款に定めるもののほか、受注者は、契約規則その他関係法令の定めるところに従うものとし、この約款に定めのない事項その他疑義を生じた事項については、その都度発注者と受注者とが協議して定める。



契 約 書

000790

(業務委託用)

委 託 業 務 名	名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募支援業務委託	
履 行 期 間	令和元年5月20日から令和4年3月24日 (指定部分完了1回目:令和2年3月31日) (指定部分完了2回目:令和3年3月31日)	
変 更 事 項	業 務 内 容	変更概要書のとおり (別途手交済)
	委 託 代 金 額 増 減 額	金 40,327,100 円を減額する うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 3,666,100 円
そ の 他	-	

上記の委託業務について、名古屋市 (以下「発注者」) と株式会社日本総合研究所 (以下「受注者」) とは、との間において、当初契約と同一の契約約款により上記のとおり変更契約を締結する。

この契約を証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

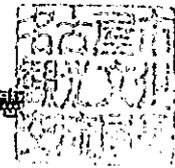
令和3年2月10日

発注者

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

契約事務受任者

名古屋市観光文化交流局長 松雄 俊憲



受注者

東京都品川区東五反田二丁目18番1号

株式会社日本総合研究所

取締役社長 谷崎 勝教



部分引渡し等の支払いに関する特約条項

(債務負担行為に係る契約の特則)

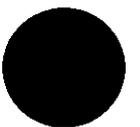
第1条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における委託代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和元年度	40,231,400円
令和2年度	10,478,600円
令和3年度	51,962,900円

2 支払限度額に対応する各会計年度の部分引渡しに係る委託代金予定額等は、次のとおりである。

令和元年度	40,231,400円
令和2年度	10,478,600円
令和3年度	51,962,900円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の部分引渡しに係る委託代金予定額等を変更することができる。



契 約 書

(業務委託用)

委 託 業 務 名	名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募支援業務委託	
履 行 期 間	令和元年5月20日から令和4年3月24日 (指定部分完了1回目:令和2年3月31日) (指定部分完了2回目:令和3年3月31日)	
変 更 事 項	業 務 内 容	変更仕様書のとおり (別途手交済)
	委 託 代 金 額 増 減 額	金 12,100 円を減額する うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1,100 円
そ の 他	-	

上記の委託業務について、名古屋市（以下「発注者」）と株式会社日本総合研究所（以下「受注者」）とは、との間において、当初契約と同一の契約約款により上記のとおり変更契約を締結する。

この契約を証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年3月30日

発注者

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

契約事務受任者

名古屋市観光文化交流局長 松雄 俊憲

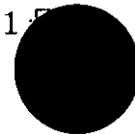


受注者

東京都品川区東五反田二丁目18番1号

株式会社日本総合研究所

取締役社長 谷崎 勝教



部分引渡し等の支払いに関する特約条項

(債務負担行為に係る契約の特則)

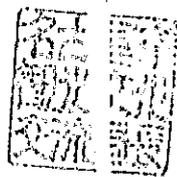
第 1 条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における委託代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和元年度	40,231,400円
令和2年度	10,478,600円
令和3年度	51,950,800円

2 支払限度額に対応する各会計年度の部分引渡しに係る委託代金予定額等は、次のとおりである。

令和元年度	40,231,400円
令和2年度	10,478,600円
令和3年度	51,950,800円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1条の支払限度額及び前項の部分引渡しに係る委託代金予定額等を変更することができる。



支出命令書

平成31年度	支出命令番号 0162801		内訳番号 001
所属 (081101)	観光文化交流局	名古屋城総合事務所	
予算種別	1 現年予算	科目コード	05016-013
会計	07 名古屋城天守閣特別会計	支出命令(伺)年月日 令和 2年 4月23日	
款	01 名古屋城天守閣事業費	支出負担行為年月日 当初 令和 1年 5月20日 変更 令和 年 月 日	
項	01 事業費	支出負担行為額 ¥40,231,400*	
目	001 事業費	支払済額 ¥0*	
大事業	06 事業費	検査・確認年月日 令和 2年 3月31日	
中事業	01 事業費	検査職 観光文化交流局名古屋城総合事務所主査	
小事業	05 木造天守閣の昇降に関する新技術の公募	検査氏名 伊藤文美	
節	13 委託料		
細節	001 委託料 その他		
細々節	001 委託料 その他(費用)		
支出命令額		¥40,231,400*	
件名 摘要	名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募支援業務委託		
(件名 名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募支援業務委託)			
債権者 住所	100025320 東京都品川区東五反田2-18-1	整理番号	
氏名・ 名称	(株)日本総合研究所		
代表者	取締役社長 谷崎 勝教		
支払先口座			
口座種別			
口座名義人			
口座説明			
支出区分	1 通常	支払方法	1 口座振替 データ総額
支出予定番号		支払期限(期日)	令和 2年 5月7日 取込番号

執行機関	支出命令	命令主管	事業主管
出納機関	市会計管理者	審査出納員	支払年月日

JZD40401001
JZD008F



複 式 仕 訳 確 認 書

執行機関			
平成31年度	所属 081101 名古屋城総合事務所	仕訳年月日 令和 2年 4月 23日	
21 支出命令 0162801			
摘要 名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募支援業務委託			
001	借方 PL委託料 2080	貸方 BS未払金 1710	C/F CF委託料支出 2870
平成31年度 会計 07 名古屋城天守閣特別会計 事業SEG 10000000 事業一般 組織SEG 20000000 組織一般 任意SEG 30000000 任意一般 予算科目 05016 事業費 仕訳区分 0001 各種事務事業の委託（資産の取得・維持補修を除く）			
			節内訳 13 001 001 委託料 その他（費用）
			仕訳金額 40,231,400 円

支出命令書

令和 2年度	支出命令番号 0157101		内訳番号 001
所属 081101 (080101)	観光文化交流局	名古屋城総合事務所	
予算種別 1 現年予算	科目コード 05016-013	支出命令(伺)年月日 令和 3年 4月 30日	
会計 07 名古屋城天守閣特別会計		支出負担行為年月日 当初 令和 2年 4月 1日 変更 令和 年 月 日	
款 01 名古屋城天守閣事業費		支出負担行為額 ¥10,478,600*	
項 01 事業費		支払済額 ¥0*	
目 001 事業費		検査・確認年月日 令和 3年 3月 30日	
大事業 06 事業費		検査職 保存整備室 係長	
中事業 01 事業費		検査氏名 若松 もえ	
小事業 04 木造天守閣の昇降に関する新技術の公募			
節 12 委託料			
細節 001 委託料 その他			
細々節 001 委託料 その他(費用)			
支出命令額		¥10,478,600*	
件名 名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募支援業務委託			
摘要 (件名 名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募支援業務委託)			
債権者 100025320	整理番号		
住所 東京都品川区東五反田2-18-1			
氏名・名称 (株)日本総合研究所			
代表者 取締役社長 谷崎 勝教			
支払先口座	[Redacted]		
口座種別			
口座名義人			
口座説明 委任状			
支出区分 1 通常	支払方法 1 口座振替	データ総額	
支出予定番号	支払期限(期日) 令和 3年 5月 21日	取込番号	

執行機関	支出命令	命令主管	事業主管
出納機関	市会計管理者	審査出納員	支払年月日

JZD40401001
JZD008F



複式仕訳確認書

執行機関			
令和 2年度	所属 081101 名古屋城総合事務所	仕訳年月日 令和 3年 4月 30日	
21 支出命令 0157101			
摘要 名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募支援業務委託			
001	借方 PL委託料 2080	貸方 BS未払金 1710	C/F CF委託料支出 2870
令和 2年度 会計 07 名古屋城天守閣特別会計 事業SEG 10000000 事業一般 組織SEG 20000000 組織一般 任意SEG 30000000 任意一般 予算科目 05016 事業費 仕訳区分 0001 各種事務事業の委託（資産の取得・維持補修を除く）			
			仕訳金額 10,478,600 円

